## 本号で公布された法令のあらまし

◇**復興庁組織令の一部を改正する政令**（政令第二三号）（復興庁）

1　統括官の定数を二人から三人に改めることとした。（第一条関係）

2　平成二五年六月三〇日までの間、増員する統括官一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられることとした。（附則第二条関係）

3　この政令は、平成二五年二月一日から施行することとした。

# 政　令

復興庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

## 政令第二十三号

復興庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「二人」を「三人」に改める。

附則第二条から第六条までを次のように改める。

（統括官に係る特例）

**第二条**　平成二十五年六月三十日までの間、第一条第一項の統括官のうち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

**第三条から第六条まで**　削除

**附　則**

この政令は、平成二十五年二月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

# 省　令

## ○法務省令第二号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月三十一日

法務大臣　谷垣　禎一

登記事務委任規則の一部を改正する省令

**第一条**　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の二項を加える。

2　宇都宮地方法務局小山出張所管内栃木県下野市堀込に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、宇都宮地方法務局真岡支局で取り扱わせる。

3　宇都宮地方法務局真岡支局管内栃木県真岡市上吉田及び本吉田に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、宇都宮地方法務局小山出張所で取り扱わせる。

**第二条**　登記事務委任規則の一部を次のように改正する。

第六条第三項を削る。

**第三条**　登記事務委任規則の一部を次のように改正する。

第六条第二項を削る。

**附　則**

この省令は、平成二十五年二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　平成二十五年三月十九日

二　第三条の規定　平成二十五年三月二十一日

## ○文部科学省令第一号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十三号）の施行に伴い、並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第十項及び第三十四条の規定に基づき、文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月三十一日

文部科学大臣　下村　博文

文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令

文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年文部科学省令第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

文部科学省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令

第八条中「地方公共団体」の下に「（構造改革特別区域法（以下「法」という。）第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）」を加え、「構造改革特別区域において、通信による教育を行う大学」を「構造改革特別区域（法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）において、インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（通信による教育を行う大学」に改め、「以下この条において同じ。」を削り、「設置等」という。）」の下に「について、校舎等の施設に係る基準を満たさないで行う事業をいう。）を実施することについて、大学の設置等」を加え、「構造改革特別区域法（以下「法」という。）」を「法」に改め、「内閣総理大臣の認定」の下に「（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「認定」という。）」を、「大学設置基準」の下に「（昭和三十一年文部省令第二十八号）」を加え、「ものとする」を削る。

第九条中「区域において、」の下に「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（」を加え、「以下この条において同じ。」を削り、「という。）」の下に「について、校舎等の施設の面積に係る基準を満たさないで行う事業をいう。）を実施することについて、大学の設置等」を加え、「法第四条第九項の規定による」を削り、「に規定する校舎等の施設の面積」を「の規定」に改め、「ものとする」を削る。

第十条中「内の大学」を削り、「短期大学設置基準第三十条に規定する校地の面積」を「短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十条に規定する校地（以下「校地」という。）の面積」に改め、「場合において」の下に「、校地面積基準の引下げによる大学設置事業（大学、大学の学部、短期大学の学科その他の大学の教育研究組織の設置及び大学の収容定員の変更（以下この条において「大学の設置等」という。）について、校地の面積に係る基準を満たさないで行う事業をいう。）を実施することについて」を加え、「に規定する基準を下回る校地の面積でも」を「の規定にかかわらず」に改め、「ものとする」を削る。

第十一条及び別表を削る。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。